

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和六年五月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

指定番号	第一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二條第一項第四号
指定の年月日	令和六年五月十七日
指定に係る道路の位置	埼玉県飯能市大字双柳八百九十九、九百五十一、九百五十二及び九百六の各一部並びに、八百九十九、九百五十一、九百五十二、九百六、九百七十一及び九百七十二の各先
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	六十・〇
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇